

## 令和6年度第1回福岡県食品安全・安心委員会 議事要旨

日時 令和6年7月2日(火) 14:00~15:40

場所 福岡県千代合同庁舎3階 C301B会議室

委員会委員 15名

出席委員 13名 (井出委員、井手委員、大塚委員、河村委員、小林委員、重松委員、白木委員、  
近松委員、千葉委員、淵上委員、本城委員、目野委員、山下委員)

欠席委員 2名 (緒方委員、堤委員)

### ◆ 開会

### ◆ 保健医療介護部長あいさつ

### ◆ 委員紹介

### ◆ 定足数確認

### ◆ 議事

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(第2次)令和5年度実施状況報告
- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(第2次)令和6年度実施計画

#### (事務局説明要旨)

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(第2次)令和5年度実施状況報告
  - ・ 施策の1つ目の柱、「生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保」については、生産から販売に至る食品供給行程の各段階において合計19の施策について取組を実施しました。

具体的には、生産者に対して農薬、肥料、飼料等の生産資材の適正使用を指導するとともに、農林水産物のトレーサビリティについて運用の適正化に取り組んでおります。

また、卸売市場をはじめとした流通拠点や飲食店、食品製造施設、販売店等に対する監視指導、流通食品の収去検査などを実施しました。
  - ・ 施策の2つ目の柱、「食品関連事業者の自主的な取組の促進」については、生産段階及び製造・加工・調理段階における自主的な取組を促進しました。

具体的には、生産者が自ら異物混入防止や農薬等の適正使用などを点検、評価することで農業経営の改善につなげる取組であるGAPに取り組む産地の拡大を図りました。

また、食品衛生責任者実務講習会において、講習の最後に理解度を把握するための試験を実施し、HACCPに沿った衛生管理に対する理解促進を図りました。
  - ・ 施策の3つ目の柱、「食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立」については、食品の安全・安心の確保に関する普及・啓発を行うとともに、意見交換会及びパブリックコメントの実施により県民との意見交換を促進しました。

具体的には、学校における食品の安全・安心に関する教育活動の推進のため、市町村教育委員会や教職員を対象とした研修を行うとともに、児童生徒や保護者への実習等を通じた普及啓発を行いました。

また、食中毒予防シンポジウムやその他の意見交換会を開催しました。

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（第2次）令和6年度実施計画
  - ・ 第2次計画の3つの柱に沿って展開する29の施策ごとに、これまで実施してきた取組を継続して実施します。
  - ・ 令和5年度計画から大きな変更はありません。
  - ・ 今年度も引き続き関係機関で連携し、食品の安全・安心の確保のために基本計画に基づく取組を推進してまいります。

#### （主な質疑応答）

問 農薬安全使用講習会について、前年度に比べてかなり回数が少なくなっているが、非常に参加者数は多い。どういう施策をとったのか。

答 令和5年度は地域ごとではなく、広域的に講習会をする予定にしておりました。全部で3回予定をしていましたが、1回が災害で中止、大雨のために中止になりました。その影響もあって品目、地域ごとに農薬の指導を行った結果、人数がすごく増えたという結果になっております。

問 教職員を対象に普及啓発を行ったということだが、具体的な内容について教えていただきたい。

答 食育という観点で、地場産の物を使いましょうといったところを中心に行われていると承知しております。

問 報道によると機能性表示食品について今後調査を行っていくということであるが、そういった動きがあるか。

答 現在のところ、国が法令の改正を予定しておりまして、具体的な内容につきましては、製造工程の衛生管理という部分で、医薬品等の施設で適用されるGMPという適正製造規範について、サプリメントの製造工場で義務化させる予定であります。それらの施設については、消費者庁の方が工場の立入検査をして、この基準が守られているかを監視していく予定です。

問 HACCPの定着の状況というのは、肌で感じてどんな感覚か。

答 まだまだ全ての施設がHACCPを導入できているというのは言い難い状況という風に思っております。

問 と畜場における安全対策について、食鳥の検査数が前年度に比べて少ないが、何か理由があるか。食鳥の廃棄指導についてとさつ解体禁止の割合が増加している。このとさつ解体禁止の理由というのはどういうものなのか。

答 令和4年度に全国的に発生した鳥インフルエンザの影響により、採卵鶏のとさつ数が減少したため検査数が減少したと考えられます。とさつ解体禁止の主な理由としては著しい削瘦及び発育不良で、とさつ解体禁止数全体の約83%となっております。[後日回答]

問 今年の4月から食品衛生基準行政等が消費者庁に移管された。実際、業務が始まって問題等はないか。

答 所管が変わった影響については特段感じておりません。

問 農薬の販売者、農薬指導者を対象とした立入調査について、令和5年度の実施計画では、販売者に対して30、農薬使用者に対して20という風に細かい目標を立てていたが、トータルで50件越しているから目標達成しているという考え方なのか。

答 農薬販売者が30件、農薬指導使用者20件の立ち入り検査という形でやっておりまして、ト

ータル 50 件を超えておりますので目標達成と考えております。

問 赤カビ病に関する情報提供や研修会を実施しているが、その実施回数について「1 回」という数字がよく出てくる。この「1 回」とは大きな 1 回、意味を持つ 1 回なのか。

答 この「1 回」は県域の大きな 1 回でございます。

問 家畜保健衛生所に顕微鏡を導入したということだが、これを新たに導入したことで何ができるようになったのか。

答 血液検査や糞便検査などで血球の形態観察や寄生虫卵を測定する場合に使用します。現在使用している機器が古い（昭和 62 年購入）ため、更新したものです。

様々な観察方法に対応した顕微鏡のため、適切な診断が行えるようになります。[後日回答]

問 流通食品等の収去検査における違反事例について、口頭での説明のみでなく、補足資料等で示してほしい。

答 本委員会の資料としてはお示ししておりませんが、監視指導の実施結果として県ホームページ上に公開しております。

問 食品衛生責任者実務講習会について、令和 5 年度は実施回数を減らした影響か参加人数が減少している。講習会の効率的な実施についてどのように考えているか。また、確認試験について毎年レベルは同等のものなのか。

答 令和 5 年度につきましては、効率的な実施ということで回数を減らしたところ、若干参加者が減ったという結果でした。今年度は、同じ日に午前と午後に分けて 2 回実施し、より参加者が増えるように計画をしております。確認試験の問題は毎回同じ問題を使っております。

問 飼料の安全対策としての巡回指導について、令和 5 年度の実施計画では 135 件であったが、実施報告では 126 件となっている。資料の最後の表から数値が抜けているのではないか。

答 第 3 章の部分で示させていただいている部分については、施策指標の進捗状況ということで、5 か年計画の中で、令和 8 年度の数値目標を設定した施策の進捗状況ということで一覧にさせていただいている部分であります。[後日回答を一部修正]

問 監視指導実施率について、監視区分ごとの詳しい達成率は。リスクの高い施設について監視指導はきちんと実施されているのか。

答 リスクの高い施設について重点的に監視を行う広域専門監視班の監視指導実施率は 100%を達成しております。

問 保健環境研究所のホームページで公表している研究課題について、2019 年度以降更新がないが、別で公表しているのか。

答 同ホームページで公表しております、年報の中にも含まれるため、分けて公表することをやめた状況であります。

問 国際水準 G A P の認証取得数について目標を達成できていないが、その原因や今後 3 年間で増やしていくアプローチや戦略を教えてください。

答 認証を受けるには現地調査が必要であったため、コロナ禍の間、なかなか現地調査の都合がつかずに件数が伸び悩んでいました。今後はガイドラインが改定されたので、JGAP 指導員によるアドバイスを受けながら認証を増やしていきたいと考えております。

問 リスクコミュニケーションについて、意見交換会 23 回とあるが全て対面で実施されたのか。

答 全ての意見交換会が対面で実施されております。そのうち 1 件が対面と W e b を併用したハイブリッド形式での開催となっております。[後日回答を一部修正]

問 令和 6 年度の実施計画中の家畜伝染病発生予防について、C S F 及び A S F の対策として机上又は実地防疫演習が追加されているが、なぜか。

答 昨年 12 月以降韓国の釜山広域市において野生イノシシのアフリカ豚熱（A S F）感染が確認され、農林水産省より A S F の机上演習、実地防疫演習を実施することで県の体制確立を求められているため、令和 6 年度の計画に入っています。[後日回答を修正]

問 HACCP アドバイザー派遣事業とはどのようなものか。

答 HACCP アドバイザー派遣事業とは、コーデックス HACCP でより高度な HACCP の導入を自主的に目指す事業者へのアドバイザー派遣を派遣する事業でございます。

問 運動誘発生の食物アレルギーについて福岡県での発生はどの程度か。またその教育機関における指導等について教えてほしい。

答 正確な数値は把握しておりませんが、運動後にアレルギー症状を発症したという報告はあっております。県教育委員会としてアレルギーの問題については認識しておりますけれども、対応としては学校ごとの個別事案となっております。

問 市町村教育委員会や教職員への研修会についてはどのような内容のものなのか。食品添加物について扱うことはあるか。

答 衛生管理に関する内容です。例えば、給食で扱う茶碗の汚れがどの程度か測定したりしております。食品添加物に関する研修会を実施したとは把握しておりません。

問 毒キノコなど消費者が採取するものに関する指導はどのようになっているか。

答 厚生労働省及び農林水産省のホームページで注意喚起がされております。また、フグについては自分で釣ってきて調理するような場合もありますので、県ホームページでの注意喚起をしているというところです。また個別にそういった自然毒による食中毒が発生した場合は、記者発表の際に注意喚起文書、啓発資料を付けて発表をいたしております。[後日回答を一部修正]

問 機能性表示食品に対し、県としての関与はあるのか。

答 機能性表示食品については、直接消費者庁に届出をし、監視は国が行うという体制になっております。その他のいわゆる健康食品については、食品衛生法に基づく届出の対象であり、監視指導は保健所が行う体制になっております。[後日回答を一部修正]

## ◆ その他

### ○ 連絡事項

今後のスケジュールについて（事務局から説明）

## ◆ 閉会